

古河市スポーツ少年団登録団 各位

古河市スポーツ少年団  
本部長 八代 敏夫  
(公印省略)

古河市スポーツ少年団の活動について(通知)第2号

日頃よりスポーツ少年団の活動にご理解、ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、1月25日、政府の発表にて「まん延防止等重点措置」の適用地域を、茨城県を含め18都道府県が新たに追加されました。

つきましては、市内の実情も踏まえ、古河市スポーツ少年団の活動について、下記のとおり決定いたしましたので、急な連絡ではありますが、貴所属の関係者(指導者及び会員、保護者等)へ周知のうえ対応をお願いいたします。

記

1. 古河市の決定について

スポーツ施設および学校体育施設を含む市内公共施設について、

1月27日(木)から2月20日(日)の期間中の利用は「市民のみに限定」とする。

2. 古河市スポーツ少年団の市内外での活動について

市内小学校における、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、1月31日(月)までの古河市スポーツ少年団に属する団体の「全ての活動」の禁止を2月20日(日)まで延長とする。

3. その他

今後の状況等により、制限の内容が変わる場合があります。

最新情報は、随時、古河市スポーツ協会ホームページによりご確認ください。

【問合せ先】

〒306-0204 古河市下大野 2528 イーエスはなもも体育館内  
古河市スポーツ少年団本部事務局 TEL92-0555/FAX92-8383